疾病に罹患している者は医師に、医薬品を服用している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨	疾病に罹患している者は医師に、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に摂取について相談すべき旨を表示する。
［略］	［略］

3　［略］

（表示の方式等）

第二十二条　第十八条、第十九条及び前条に掲げる事項の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。

［一～三　略］

四　機能性表示食品にあっては、次に定めるとおり表示する。

イ　機能性表示食品である旨は、容器包装の主要面の上部に「機能性表示食品」の文字を枠で囲んで表示する。

ロ　［略］

ハ　届出番号は、機能性表示食品である旨の表示に近接した箇所に表示する。

［五～九　略］

2　［略］

別表第二十（第八条関係）

食品	様式	表示の方式
［略］		
機能性表示食品	別記様式一の規定による。	第八条各号の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　機能性表示食品である旨は、容器包装の主要面の上部に「機能性表示食品」の文字を枠で囲んで表示する。 二　［略］ 三　届出番号は、機能性表示食品である旨の表示に近接した箇所に表示する。
［略］		

疾病に罹患している者は医師に、医薬品を服用している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨	「疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。」と表示する。
［同上］	［同上］

3　［同上］

（表示の方式等）

第二十二条　第十八条、第十九条及び前条に掲げる事項の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。

［一～三　同上］

四　機能性表示食品にあっては、次に定めるとおり表示する。

イ　機能性表示食品である旨は、容器包装の主要面に表示する。

ロ　［同上］

［号の細分を加える。］

［五～九　同上］

2　［同上］

別表第二十（第八条関係）

食品	様式	表示の方式
［同上］		
機能性表示食品	別記様式一の規定による。	第八条各号の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　機能性表示食品である旨は、容器包装の主要面に表示する。 二　［同上］ ［号を加える。］
［同上］		